

補助・手当

介護保険施設の  
利用料が軽減されます

介護保険施設やショートステイを利用する方の居住費・食費について、次の該当要件すべてを満たしている方は、申請により『介護保険負担限度額認定証』が交付され、施設に提示すれば居住費・食費が軽減されます。

◆本人および同一世帯の方全てが住民税非課税者であること

◆本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること

◆預貯金等の合計が単身者は1000万円、配偶者がいる方は両方で2000万円以下であること

◆【対象施設】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

※ケアハウス、有料老人ホーム

グループホーム、小規模多機能型居宅介護支援事業は含まない。

【手続きに必要なもの】

◆介護保険被保険者証

◆印鑑

◆預貯金額がわかる通帳等  
※非課税年金の受給者は、その年金の種別を申告してください。

◆【問い合わせ先】健康介護支援課 介護保険係（1階）  
☎52・9280

子育て世帯への  
臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による、子育て世帯の生活を支援する取り組みの1つとして、児童手当を受給する世帯に対して、対象児童1人当たり1万円を支給します。支給対象者は、令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者です。公務員以外の支給対象者には6月30日に支給しました。

公務員の支給対象者は、申請書の提出が必要です。提出期限は令和2年12月14日までとなっています。

◆【問い合わせ先】  
福祉事務所 ☎53・3117

児童扶養手当現況届を  
お忘れなく

児童扶養手当を受給している方は、8月中に現況届を提出してください。

また、手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方は、一部支給停止適用除外事由届出書を、現況届とともに、提出してください。

◆【問い合わせ先】  
福祉事務所  
☎53・3117

健康づくり地域ネットワーク  
推進事業

市では、健康づくり活動と、地域での人と人のつながりを強める取り組みを進める団体に補助金を交付します。

◆【対象】  
30歳以上の香美市民で構成する団体

◆【締切】8月31日（月）

◆【事業内容】  
①と②の両方の事業を行うこと

■問い合わせ先

企画財政課 ☎53-3114

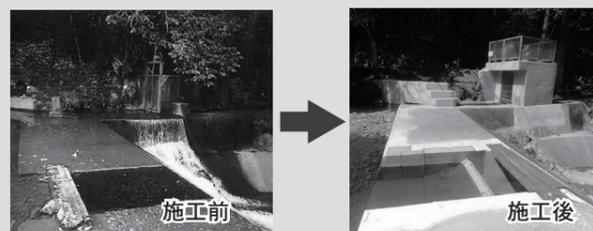
交付金が活用されています

高知県公営企業局  
ダム周辺環境整備事業交付金

県営電気事業にご理解とご協力をいただくため、高知県公営企業局から交付金を受けて、ダム周辺環境整備事業を実施しています。

この事業は、市内の3つのダム（永瀬・吉野・杉田）の周辺地における環境整備に関する事業費の一部に交付されるものです。昭和56年から公園の整備や、観光施設整備・道路改良工事などの事業が実施されています。

令和元年度は、農道改良工事や用排水路改修工事など5つの事業を実施し、総額1,706万6千円の交付を受けています。



※香北町の『新田地区用水路ゲート改修工事』

高知県電源立地地域対策交付金

電源立地地域対策交付金とは、発電用施設のある市町村で実施される公共用施設の整備や、住民福祉の向上につながる事業に対して、経済産業省から交付されるもので、発電用施設の設置に関わる地域住民の理解を得ることを目的としています。

市では、令和元年度事業として保育園運営の充実を図り、保育士の確保のために交付金を活用しました。

事業名 香美市保育所運営事業  
内容 市内保育園に勤務する保育士の人件費  
交付金額 2,243万9千円

市内の発電所（すべて水力発電）

- ①五王堂
- ②川口
- ③仙頭
- ④永瀬
- ⑤吉野
- ⑥杉田
- ⑦穴内川
- ⑧平山
- ⑨新改

9つの発電所に対し、交付金を受けています。



道のシブキちゃん  
©やなせたかし

障害者福祉の各種手当

届け出が必要です

各種手当所得状況届 8月中に提出を！

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当を受給している方は、所得状況届の提出が必要です。対象者は所得状況届を8月中に提出してください。

各種手当のご案内

◆特別障害者手当 月額27,350円

心身に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。ただし、施設に入所している方や3カ月以上入院中の方は申請できません。

◆障害児福祉手当 月額14,880円

心身に重度の障害があり、日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の方に支給されます。ただし、施設に入所している方や公的障害年金を受給している方は申請できません。

◆特別児童扶養手当 月額 1級（重度）52,500円  
2級（中度）34,970円

心身に重度または中度の障害のある20歳未満の児童を監護している父母や療育者の方に支給されます。ただし、対象児童が施設に入所している場合や、公的障害年金を受給している場合には申請できません。

※申請に診断書など所定の書類が必要です。なお、各手当の障害程度基準に該当しない場合や、受給資格者および扶養義務者の前年所得が一定額を超える場合は受給できません。



◆問い合わせ先  
福祉事務所 ☎53-3117

①健康に関する運動や講演会など

②地域での人と人のつながりを強める活動（次の内、1つ以上を実施）

◆団体内でのお互いの見守り

◆取り組む事業への勧誘

◆地域住民への特定健診・がん検診の受診勧奨や健康に関する啓発

◆地域の独居高齢者等への声かけ・訪問による定期的な見守りなど

◆【問い合わせ・申請先】

健康介護支援課  
☎52・9282

特別定額給付金の申請を  
お急ぎください

特別定額給付金の申請期限は、8月24日（月）（当日消印有効）です。申請期限までに申請しないと、給付金を受け取ることができなくなります。

申請がお済みでない世帯の方で、体調等の関係で申請書を書くことが難しい場合は、

合や世帯主の方が入院している場合など、お困りの方はご連絡をお願いします。

また、申請書が届いていない場合や申請書を失くした場合などは再発行をしますのでご連絡をお願いします。

※当給付金は、新型コロナウイルス臨時特法及び地方税法の規定により、国税及び地方税において非課税となりますので、課税対象となりません。

◆【問い合わせ先】  
総務課・特別定額給付金係  
☎53・3296